

「みんな元気になるトイレ」君津市災害用トイレトレーラー運用基準

令和3年4月1日
改正 令和4年2月1日

(趣旨)

君津市が保有する災害用トイレトレーラー（以下、「トレーラー」という。）の平時及び災害発生時の運用に関する基準を定める。

1 平時の運用に関すること

(平時の運用目的)

災害時におけるトイレの重要性を啓発し、地域防災力の強化を図ることを目的とする。

(派遣依頼等)

平時にトレーラーの派遣を依頼する者は、別紙「「みんな元気になるトイレ」君津市災害用トイレトレーラー派遣依頼書（別記第1号様式）」（以下、「依頼書」という。）及び事業等の実施計画書、会場図面等を事業等実施日の3か月前までに市長に提出するものとする。

依頼書を受領後、派遣基準のほか、別紙「チェックシート1・2」に基づき、必要事項を確認し、派遣の可否を決定するとともに、その旨を「「みんな元気になるトイレ」君津市災害用トイレトレーラー派遣可否決定通知書（別記第2号様式）」により、依頼者に通知するものとする。

(派遣基準)

次のいずれにも該当する場合はトレーラーを派遣する。

- (1) 市の区域又は市長が適当と認める区域で開催される事業等であること。
- (2) 事業参加（予定）者が1,000人以上で、トイレが不足する事業等であること。
- (3) 災害時のトイレについて、啓発することができる事業等であること。
- (4) 営利を主な目的とする事業等でないこと。
- (5) 事業の実施に当たり、市に新たな経費の負担を求める事業等でないこと。
- (6) 政治的・宗教的目的を有する事業等でないこと。
- (7) 君津市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第3号）第2条第1号に掲げる暴力団の利益になると認められる事業等でないこと。
- (8) その他市長が不適当と認める事業等でないこと。

(派遣条件)

派遣決定にあたっては、依頼者に対し、次のすべての条件を付すものとする。

- (1) 事業等開催前に市が行うトレーラーの使用者説明会を2名以上受講すること。
- (2) 事業等開催中に市が用意した啓発パネルを展示すること。
- (3) 事業等開催中の安全管理を徹底すること。
- (4) 事業等開催中の衛生管理を実施すること。
- (5) 事業等終了後、汚物の汲み取り及び清掃を実施すること。

(トレーラーの設置及び準備等)

- 1 トレーラーの設置は、けん引免許を保有する市職員が行う。
- 2 トレーラー設置後の使用に係る準備等は、使用者説明会の受講者が中心となり、依頼者が行う。

(費用負担)

- 1 トレーラーの移動や使用場所への設置に係る費用は市の負担とする。
- 2 トレーラーを使用するために必要な消耗品(トイレトペーパー、清掃用品等)、電気料、発電機運転の燃料費、上下水道使用料、汚物の汲み取り料、その他費用については依頼者の負担とする。

(中止)

自然災害の発生やトレーラーの故障、その他やむを得ない理由により派遣を中止する場合は、危機管理課から依頼者に連絡する。

(その他)

依頼者は、危機管理課と事業開催までに打ち合わせを行い、事故なく使用できるよう努める。

2 災害発生時の運用に関すること

(本市の災害)

本市全域が被災するような災害が発生した際には、必要に応じて拠点となる施設等にトレーラーを設置し、衛生環境を確保する。

その後、1週間を目安にトレーラーを所有する他自治体と調整し、市内の指定避難所等に設置する。

(他自治体の災害)

他自治体で激甚災害に指定される規模の災害が発生した際には、トレーラーの派遣を検討する。また、派遣を検討する上で次の事項を確認する。

- (1) 被災自治体のトレーラー所有状況(所有自治体へ優先して派遣)
- (2) けん引免許保有者の確保
- (3) 被災地(使用場所)のライフライン(上水道、下水道、電気)の状況
- (4) 被災地までの経路(道路状況)
- (5) 被災地での職員の滞在場所(宿泊場所など)
- (6) トイレトペーパー等の消耗品確保状況(企業等への支援依頼)

(派遣依頼等)

- 1 依頼書の提出については、必要に応じて提出を求める。
- 2 平時の運用に準じ、別紙「チェックシート1・2」に基づき、必要事項を確認する。

(費用負担)

トレーラーの移動や使用場所への設置に係る費用及びトレーラーを使用するために必要な電気料、発電機運転の燃料費、上下水道使用料、汚物の汲み取り料、その他費用の負担については、派遣先自治体と協議のうえ決定する。